

100周年記念企画事業資金に関する規程

- 1 本規程は、100周年記念事業にかかわる特定費用準備資金（以下、資金という。）に關し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。
- 2 資金は、100周年記念事業の実施のみに充当する。
 - 2 資金の計画期間、実施時期、積立限度額は、理事会の決議により、別に定める。
- 3 資金は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 資金とすることを指定して寄付された財産
 - (2) 理事会において資金に繰り入れることを決議した財産
- 4 資金は、計画的な取り崩しにより事業の実施にあてる。
- 5 事業の実施上やむを得ない事由により、計画的な取り崩し額を超えて資金の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得るものとする。積立計画の中止、計画期間、実施時期及び積立限度額の変更についても同様とする。
- 6 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、2018年7月27日より施行する。